

議案第 85 号

佐野市国民健康保険税条例等の改正について

佐野市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 2 年 6 月 5 日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(佐野市国民健康保険税条例の一部改正)

第 1 条 佐野市国民健康保険税条例（平成 17 年佐野市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 項及び第 13 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

(佐野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 佐野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 31 年佐野市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

(佐野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 佐野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 31 年佐野市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の規定は、公布の日から施行する。

理 由

地方税法の改正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市国民健康保険税条例の改正案 新旧対照表

(第 1 条関係)

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1～11 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」</p>	<p>附 則</p> <p>1～11 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」</p>

<p>と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>14～23 (略)</p>	<p>と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>14～23 (略)</p>
--	--

佐野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成31年佐野市条例第2号）の改正案 新旧対照表  
（第2条関係）

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の第23条及び附則第23項の規定は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の第23条及び附則第23項の規定は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>

佐野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成31年佐野市条例第13号）の改正案 新旧対照表  
（第3条関係）

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p>

2 この条例による改正後の佐野市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の佐野市国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。